

P R T R届出及び条例に基づく届出 (取扱量等) の留意点について

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課
名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

本日お話しする内容

- 1 化学物質排出把握管理促進法（**化管法**） [4～19ページ]
 - （1）化管法の概要、P R T R制度/届出、化管法施行令の改正
 - （2）電子化について
 - （3）届出上の留意点について
- 2 愛知県及び名古屋市の**条例**（化学物質関係） [20～34ページ]
 - （1）条例（化学物質関係）の概要
 - （2）管理書について
 - （3）化管法と条例の関係
 - （4）（条例取扱量）届出上の留意点について
- 3 **化学物質の適正管理**（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について） [36～41ページ]

本日お話しする内容

- 1 化学物質排出把握管理促進法（**化管法**） [4～19ページ]
 - （1）化管法の概要、P R T R制度/届出、化管法施行令の改正
 - （2）電子化について
 - （3）届出上の留意点について
- 2 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係） [20～34ページ]
 - （1）条例（化学物質関係）の概要
 - （2）管理書について
 - （3）化管法と条例の関係
 - （4）（条例取扱量）届出上の留意点について
- 3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について） [36～41ページ]

化管法※の概要

※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

○ 目的（法第1条）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する

○ 事業者の責務（法第4条）

国が定める化学物質管理指針に留意して、化学物質管理を行うとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

化管法※の概要

※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

○ 目的（法第1条）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する

○ 事業者の責務（法第4条）

国が定める化学物質管理指針に留意して、化学物質管理を行うとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

有害なおそれのある化学物質について、環境への排出量を把握すること

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者が事業所毎に、自ら排出量・移動量を把握し国に届け出し、国は、届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

対象化学物質： 第一種指定化学物質（515）

排出量：大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分

移動量：下水道への移動、事業所の外への移動量（廃棄物）

SDS制度

(Safety Data Sheet)

化学物質に関する情報を提供すること

対象化学物質を取り扱う事業者が他の事業者に譲渡・提供する際、その性状や取扱いに関する情報を相手方業者に提供することを義務付ける制度

対象化学物質： 第一種指定化学物質（515）
第二種指定化学物質（134）

※ PRTR制度と異なり、SDS制度には業種、従業員数、年間取扱量等の裾切り要件はなく、対象物質を取り扱う全ての事業者が対象

PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

対象物質	第一種指定化学物質 (515物質) (このうち、 <u>特定第一種指定化学物質 (23物質)</u> が含まれる。) ・ 人に対する発がん性があると評価されるもの、難分解性かつ高蓄積性のもの 経済産業省HP PRTR制度 対象物質 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/2.html
対象事業者 (届出要件)	対象物質を取り扱う事業者が次の 3 要件 を全て満たす場合、 PRTR 届出が必要 ① 業種 ：化管法で指定する 24業種 を営む事業者 ② 従業員数 ：常用雇用者の数が 21人以上 の事業者 ③ 年間取扱量等 ： 第一種指定化学物質の 年間取扱量が1 t 以上 (特定第一種指定化学物質の場合は0.5 t 以上) の事業所を有する又は他法令で定める特定の施設 (特別要件施設) を有する事業者 経済産業省HP PRTR制度 対象事業者 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html

ポイント

要件①と②は**事業者**単位 (会社や組合等) で判断。
要件③は**事業所**単位 (工場や営業所等) で判断。

特別要件施設とは、次の4施設。

鉱山保安法により規定される特定施設(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、**下水道終末処理施設**(下水道業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設**(ごみ処分業及び産業廃棄物処分業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、**ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設**

PRTR届出

○ 排出量・移動量の把握期間

前年4月1日から1年間

○ 届出期間

4月1日～6月30日まで

（6月30日が土日の場合は、翌週の月曜日まで）

第一種指定化学物質の取扱量が
1 t 以上あれば、排出量・移動
量は0（ゼロ）であっても届出

○ 届出方法

①紙面による **書面届出**

QRコード
入り推奨

②インターネット（PRTR届出システム）による **電子届出**

③ **磁気ディスク**（CD-R等）による届出

最も推奨

○ 提出先

・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内の事業所
→各市の窓口（p.43参照）

・上記以外

→事業所の所在市町村を所管する県民事務所（p.44参照）

指定化学物質の見直し

<改正前>

第一種指定化学物質 (462)
特定第一種 (15)
一種→一種 (320)
一種→二種 (56)
一種→除外 (86)

第二種指定化学物質 (100)
二種→二種 (10)
二種→一種 (12)
二種→除外 (78)

<改正後>

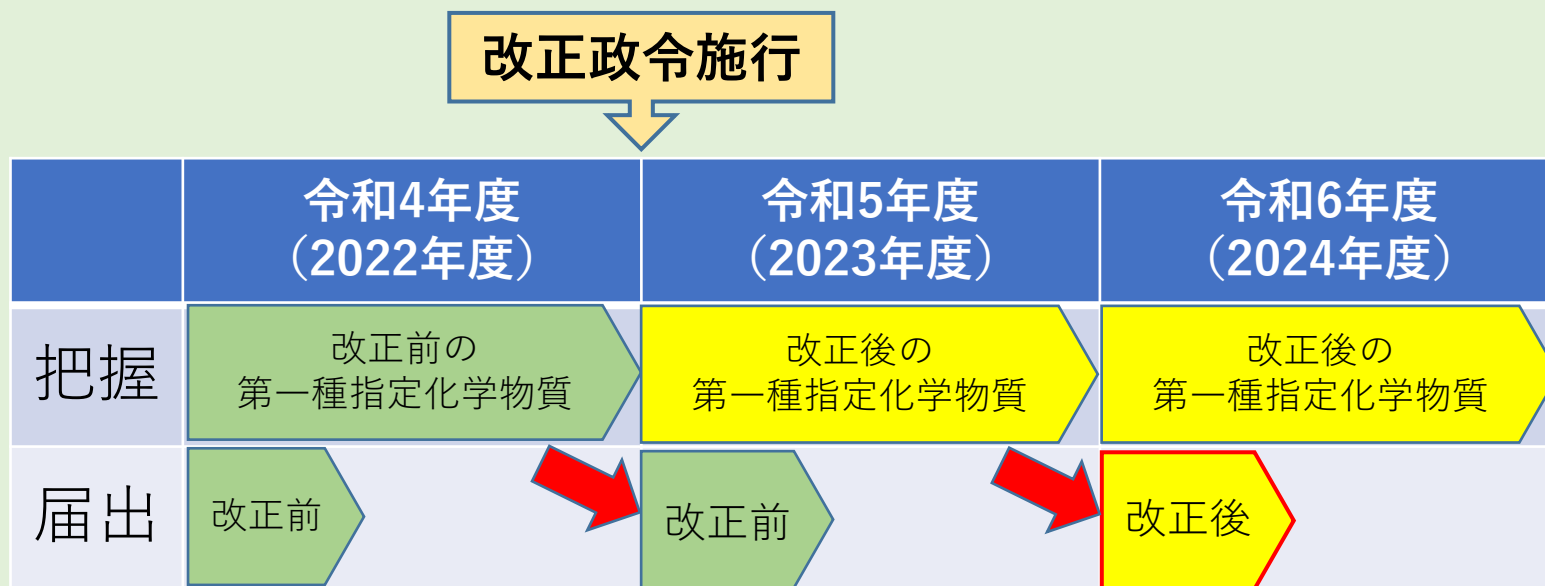
第一種指定化学物質 (515) ^(注)
特定第一種 (23)
一種→一種 (320)
二種→一種 (12)
追加 (188)

第二種指定化学物質 (134)
二種→二種 (10)
一種→二種 (56)
追加 (68)

(注) 改正後の第一種指定化学物質が520ではなく515物質となるのは、構造が類似する物質等の統合や分離があるためです。

指定化学物質の見直し

- ・ 施行日：令和5年（2023年）4月1日
- ・ 排出量等の把握は令和5年度（2023年度）から
- ・ 届出は令和6年度（2024年度）から（改正政令附則第2項）



- ・ 令和6年度（2024年度）から改正後の物質が届出対象
- ・ 令和6年度（2024年度）から新様式での届出

届出様式の変更

様式第1(第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

大臣(愛知県知事) 殿

(ふりがな)
届出者 住 所 〒

(ふりがな)
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所 (ふりがな)	
① 事業者の名称	
法人番号	
前回の届出における名称	
(ふりがな)	
事業所の名称	
前回の届出における名称	
事業所の所在地	〒 - 都道府県 市区町村
(ふりがな)	
事業所において常時使用される従業員の数	人
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名 業種コード
主たる事業	
従たる事業	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号1～ のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部 署 (ふりがな)
	氏 名
	電話番号
② 電子メールアドレス	
※受理日	年 月 日 ※整理番号

新様式 (R6.4.1～適用)

別紙番号		
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量		
③		
第一種指定化学物質の名称		
第一種指定化学物質の管理番号		単位 kg mg-TEQ (ダイオキシン類の場合)
排出量	イ 大気への排出	
	ロ 公共用水域への排出	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 []
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)	
	ニ 当該事業所における埋立処分	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動	移動先の下水道終末処理施設の名称 []
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)	
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他		
※整理番号		

備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に「1」「2」…を記入すること。第一種指定化学物質が「1」の順に排出された場合は「1」を記入すること。

- ①法人番号の欄追加
- ②電子メールアドレスの欄追加
- ③政令番号→管理番号への変更

電子届出の推奨

・本年度（排出量把握年度：2023）
書面届出でよくあった誤りについて

- ・法人番号の記載がない
- ・メールアドレスの記載がない
- ・管理番号が政令番号（号番号）のまま
- ・そもそも旧様式で提出される

などの誤りが、よく見受けられました。

法人番号検索

法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトから検索することができます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

管理番号リスト

管理番号は新旧対照表も含め、経済産業省の公表サイトから検索することができます。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

PRTR届出システム（電子届出）



- ・届出書の作成・提出が簡単
- ・入力補助やミス防止の機能
- ・過去に提出した届出書を利用・比較等できる

届出の際は、電子届出を推奨しています！

（出典）経済産業省 電子届出のチャラシ

PRTR届出システムの利用方法

PRTR届出システム・・・届出を管理するための国のシステム

- ・事業者はこのシステムを使用して**電子届出が可能**
- ・PRTR届出システムへのログインには、**ユーザーID及びパスワードが必要**

○初めて電子届出を行う場合

都道府県等を経由して「**電子情報処理組織使用届出書**」の提出が必要
(ユーザーID及び初期パスワードを入手できる。)

○2回目以降の電子届出

取得したユーザーID及び事業者自身で設定したパスワードでログイン・届出

PRTR届出は、**事業所単位での届出**のため、**通常、ユーザID及びパスワードは事業所単位で取得**することになるが、例えば、本社でユーザID等を取得し、複数の工場（事業所）を登録して**一括管理することも可能**。
ただし、管理を一括にすることができても、**届出はあくまでも事業所単位**で行う必要があるので注意。

電子情報処理組織使用届出書について

○届出方法

郵送又は持参（郵送の場合は返信用封筒）

あいち電子申請・届出システム

登録も簡単

（届出をインターネット上で行うための愛知県のシステム）

○届出期間

お早めに！

常時（ただし、PRTR届出は提出期限が6月30日までのため、**6月20日**を過ぎて提出されたものについては、次年度以降の届出のために提出されたものとして受け付けます。）

○提出先

- ・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内の事業所
→各市の窓口（p.43参照）
- ・上記以外
→**愛知県環境局環境政策部環境活動推進課**（p.44参照）

書面届出（QRコード入り）

PRTR届出作成支援システム

PRTR届出作成支援システム

「PRTR届出作成支援システム」とは、届出書を簡単に作成できるシステムです。プログラムをダウンロードし、ホームページ上で届出書を作成できます。

届出の機能はありませんので、届出書の作成後、下記から届出方法を選択し、届出を行ってください。

書面届出	PRTR届出作成支援システムで作成した届出書を印刷して、都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。
磁気ディスク届出	PRTR届出作成支援システムで作成した届出書のXMLファイルを磁気ディスクで、都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。
電子届出	PRTR届出作成支援システムで作成した届出書のXMLファイルをPRTR届出システムに読み込んで送信してください。 (届出書は、PRTR届出システムだけでも作成できます。)

お知らせ

▶ 2024年10月29日 システムメンテナンスのため、2024年11月5日(火)12:00～13:00（予定）において、PRTR届出作成支援システムへ一時的にアクセスできないことがあります。ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくご留意致します。
※作業の進捗により作業終了時刻前後致します。

使用方法

- 届出書作成

届出書作成

こちらの「届出書作成」ボタンから届出書を作成するページへ行き、届出ファイルを作成し、保存します。

【注意】
30分以上操作されていないと保存・印刷ができなくなるおそれがあります。
（「XMLファイルを保存」からごまめに保存してください。）
燃料小売業向け燃料算出システムは、石油連盟の公表データを元に2024年4月に改修を行っております。詳しくはFA02Q_140を参照ください。

①本紙

②別紙

nite National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 新エネルギー技術開発機構

届出用XMLファイル

XMLファイルを開く XMLファイルを保存 届出

トップへ戻る

PRTR届出作成支援（本紙）

*は必須項目です

届出年度 2023

提出日* 2024/10/3

届出先*

提出先*

届出者情報 ※提出日

住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）

郵便番号*（半角数字）

ふりがな*

都道府県*

ふりがな*

市区町村*

※届出書のイメージ

①本紙

②別紙

PRTR届出作成支援（本紙）

届出年度 2023

提出日* 2024/10/3

届出先*

提出先*

届出者情報 ※提出日

住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）

郵便番号*（半角数字）

ふりがな*

都道府県*

ふりがな*

市区町村*

経済産業省 Webページより

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

届出の際は、電子届出を推奨していますが、書面届出の場合は、**PRTR届出作成支援システムで作成した書面届出（QRコード入り）**を推奨しています。

PRTR届出の注意事項について

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

(本紙)

年 月 日

大臣(愛知県知事) 殿

①

(ふりがな)
届出者 住 所 〒
(ふりがな)
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな)		
	事業者の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな)		
	事業所の名称		
事業所の所在地	〒	都道	市区
	(ふりがな)	府県	町村
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな)		
	氏 名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。

①届出者

郵便番号については、その地区で通常用いられるものに限ります。
大口事業所等で取得されている個別郵便番号は使用しないでください。

(出典) 経済産業省 PRTR届出の手引き
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/tebiki2.html

PRTR届出の注意事項について

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

(本紙)

年 月 日

大臣(愛知県知事) 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな)	
	事業者の名称	
	法人番号	
	前回の届出における名称	
	(ふりがな)	
	事業所の名称	
事業所の所在地	〒 - 都道府県 市区町村	
	(ふりがな)	
②	事業所において常時使用される従業員の数 人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード
	主たる事業	
	従たる事業	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであること との有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部 署	
	(ふりがな)	
	氏 名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※受理日	年 月 日	※整理番号

備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。

②常時使用される従業員の数
事業所における従業員の人数を記載
してください。

(把握対象年度の4月1日時点の情
報を記載してください。)
ちなみに、届出対象事業者の判定は、
事業者全体の従業員数で判断します。

(出典) 経済産業省 PRTR届出の手引き
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/tebiki2.html

PRTR届出の注意事項について

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

(本紙)

年 月 日

大臣(愛知県知事) 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな)	
事業者の名称		
法人番号		
前回の届出における名称		
(ふりがな)		
事業所の名称		
前回の届出における名称		
事業所の所在地	〒 - 都道府県 市区町村	
(ふりがな)		
事業所において常時使用される従業員の数	人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード
主たる事業		
従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号1～	のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであること	1. 有	
との有無(該当するものに○をすること)	2. 無	
担当者(問い合わせ先)	部 署	
(ふりがな)		
氏 名		
電話番号		
電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号

③

③業種

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいるものの中から届出の対象をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種を「主たる事業」とし、それ以外を「従たる事業」とします。

例：事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合
化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

	業 種	業種コード
主たる事業	化学工業	2 0 0 0
従たる事業	自動車卸売業	5 2 2 0
	商品検査業	8 6 2 0

※ 塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、届出をする必要はありません。

(出典) 経済産業省 PRTR届出の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/tebiki2.html

PRTR届出の注意事項について

別紙番号

(別紙)

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称												単位	kg
第一種指定化学物質の管理番号												mg-TEQ (ダイオキシン類の場合)	
排出量	イ 大気への排出												
	ロ 公共用水域への排出												排出先の河川、湖沼、海域等の名称 []
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)												
	ニ 当該事業所における埋立処分												埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動												移動先の下水道終末処理施設の名称 []
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)												
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 02 焼却・溶融 03 油水分離 04 中和 05 破碎・圧縮 06 最終処分 07 その他 廃棄物の種類 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 02 汚泥 03 廃油 04 廃酸 05 廃アルカリ 06 廃プラスチック類 07 紙くず 08 木くず 09 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他											
※整理番号													

④

④排出量・移動量

排出量、移動量の算出方法には、4種類の基本的な方法があります。

- ① 物質収支による方法
- ② 実測による方法
- ③ 排出係数による方法
- ④ 物性値を用いた計算による方法

詳細は、経済産業省・環境省作成の「PRTR排出量等算出マニュアル」を参照。上記以外で、より精度よく算出できるとされる経験値等を用いても構いません。

(出典) PRTR排出量等算出マニュアル 第5.1版 (令和6年3月版)

- 備考
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 - 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 - 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)を記載すること。
 - 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 - 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 - 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 - 7 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 - 8 ※の欄には、記載しないこと。
 - 9 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

P R T R 届出の注意事項について

別紙番号

(別紙)

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称												単位	kg
第一種指定化学物質の管理番号												mg-T.E.Q. (ダイオキシン類の場合)	
排出量	イ 大気への排出											排出先の河川、湖沼、海域等の名称 []	
	ロ 公共用水域への排出												
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)												
	ニ 当該事業所における埋立処分												埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動											移動先の下水道終末処理施設の名称 []	
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)												
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他											
	※整理番号												

改正後の物質の届出漏れ例) 731 ヘプタン
(レギュラーガソリン中に含まれている)

④排出量・移動量

排出量、移動量の算出方法には、4種類の基本的な方法があります。

- ① 物質収支による方法
- ② 実測による方法
- ③ 排出係数による方法
- ④ 物性値を用いた計算による方法

詳細は、経済産業省・環境省作成の「PRTR排出量等算出マニュアル」を参照。上記以外で、より精度よく算出できるとされる経験値等を用いても構いません。

(出典) PRTR排出量等算出マニュアル 第5.1版 (令和6年3月版)

燃料小売業向け燃料算出システム

届出数の4割強を占める燃料小売業向けに、取り扱った燃料を入力することで排出量が算出される「燃料小売業向け算出システム」を提供。

燃料小売業の排出量算出

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/calc.html>

(二次元コード記載欄)

本日お話しする内容

- 1 化学物質排出把握管理促進法（化管法） [4～18ページ]
 - （1）化管法の概要、P R T R制度/届出、化管法施行令の改正
 - （2）電子化について
 - （3）届出上の留意点について
- 2 愛知県及び名古屋市の**条例**（化学物質関係） [21～35ページ]
 - （1）条例（化学物質関係）の概要
 - （2）管理書について
 - （3）化管法と条例の関係
 - （4）（条例取扱量）届出上の留意点について
- 3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について） [36～41ページ]

愛知県及び名古屋市の条例※について

※ 化学物質関係の条例

県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く愛知県内の全市町村で適用

（豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市においては、
愛知県事務処理特例条例により事務を移譲）

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市内で適用

愛知県及び名古屋市条例の概要

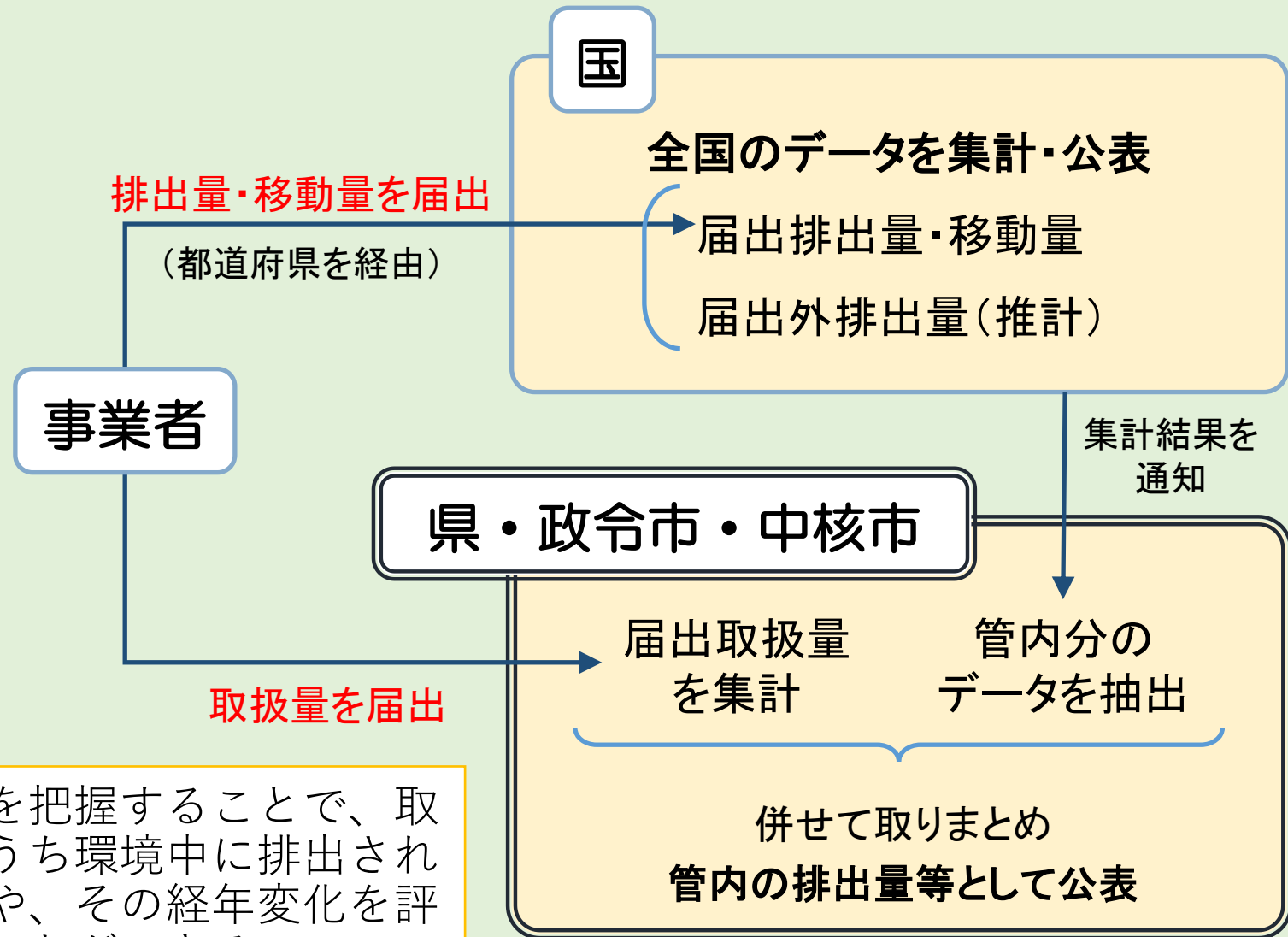
(化学物質関係)

	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正管理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質）の取扱量の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書 （注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 事業所単位 で従業員数21人以上 （20人以下の事業所について、名古屋市条例は作成の努力義務）	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等からの求めに応じた内容説明（努力義務）	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	（該当なし）	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

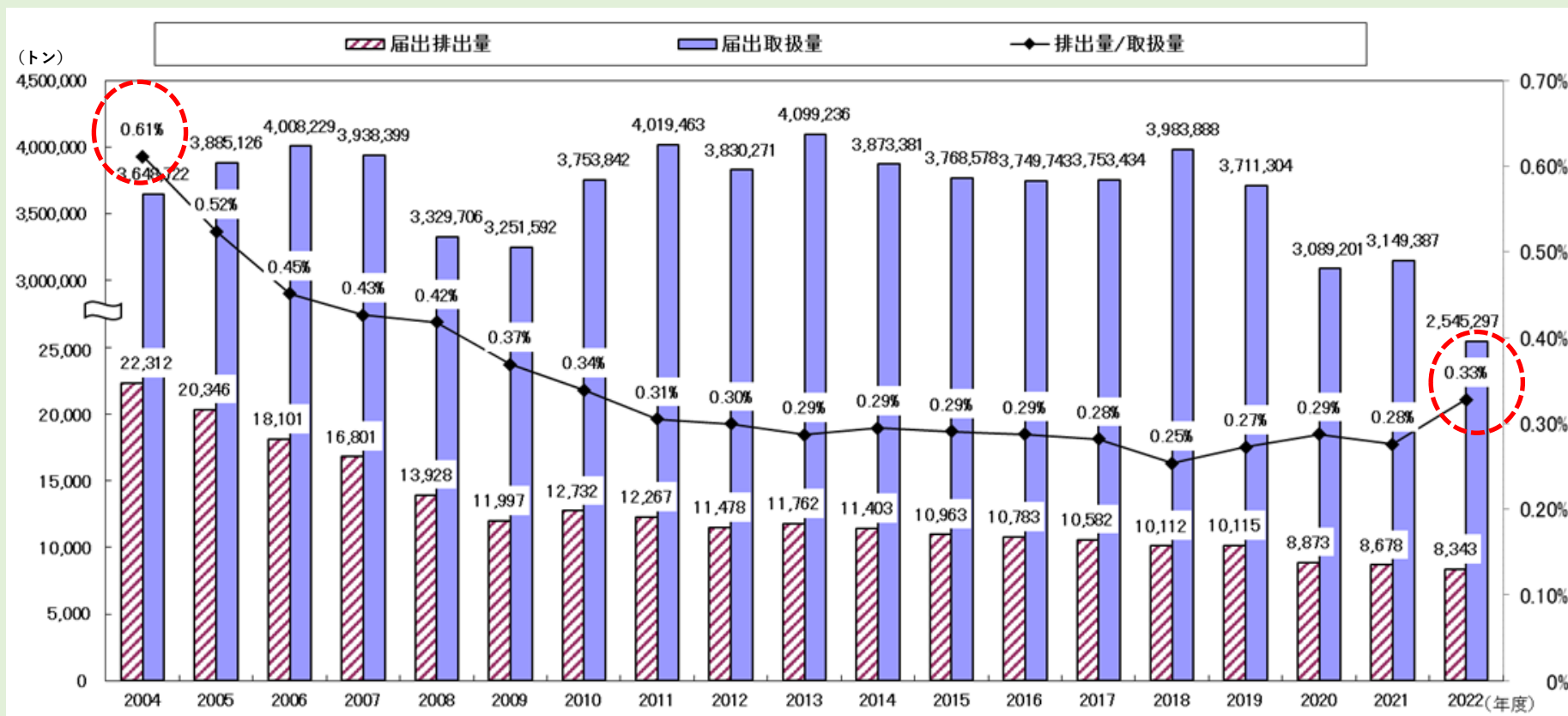
（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（／）で区別しています。

PRTRデータの集計・公表に係る化管法と条例との関係



取扱量を把握することで、取扱量のうち環境中に排出される割合や、その経年変化を評価することができる。

愛知県内の届出取扱量に対する届出排出量の推移



愛知県及び名古屋市条例の概要

(化学物質関係)

	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正管理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質）の取扱量の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書 （注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 事業所単位 で従業員数21人以上 （20人以下の事業所について、名古屋市条例は作成の努力義務）	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等からの求めに応じた内容説明（ 努力義務 ）	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	（該当なし）	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（／）で区別しています。

特定化学物質等（適正）管理書について

○管理書について

- ・ **規定の様式なし**（事業者の実情に合わせて記載してください。）
- ・ 「特定化学物質等管理書作成提出書（愛知県）」または「特定化学物質等適正管理書届出書（名古屋市）」に**管理書**を添付の上、提出
- ・ **化学物質適正管理指針（管理指針）**に従い、事業所毎に**管理書**を作成

【管理書の内容】

○愛知県（化学物質適正管理指針）

- ①管理方針及び管理計画
- ②化学物質の名称
- ③管理組織
- ④取扱施設における管理方法
- ⑤事故の予防及び事故発生時の措置

○名古屋市（化学物質適正管理指針）

- ①管理方針及び管理計画
- ②取り扱う特定化学物質の名称
- ③特定化学物質の取扱施設における管理方法
- ④事故の未然防止対策及び事故時の措置
- ⑤管理組織

特定化学物質等（適正）管理書について

指定化学物質の見直し（462→515物質）に伴い、条例で定める特定化学物質も変わったことから、次の場合、**特定化学物質等（適正）管理書**（以下「管理書」という。）の作成又は変更が必要になります。

- これまでに管理書の提出／届出のない事業所で、
今回追加された物質の取扱量が、**一定量※以上**ある
⇒ 届出要件に該当した日から6カ月以内に作成し、提出／届出
- 既に管理書を提出／届出している事業所で、
今回見直された物質の取扱量が、**一定量※以上**ある
⇒ 届出要件に該当したら速やかに既存の管理書を変更し、提出／届出

※ 一定量 = 第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t 以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5 t 以上）

取扱量等の要件該当後、6ヶ月を超えて未提出の事業者は、早急に提出するようにしてください。

愛知県及び名古屋市条例の概要

(化学物質関係)

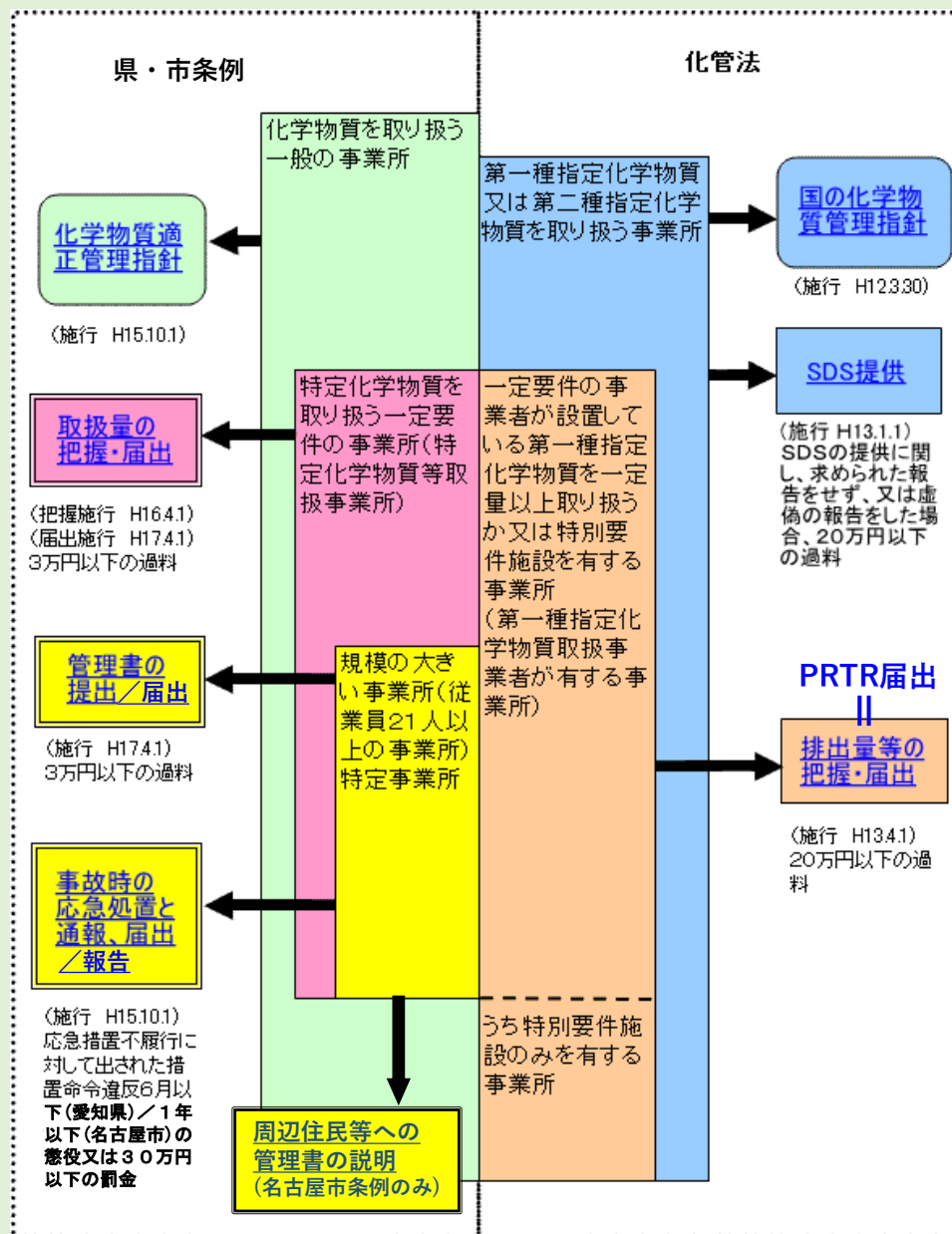
	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正管理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質） の 取扱量 の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書（注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 事業所単位 で従業員数21人以上 （20人以下の事業所について、名古屋市条例は作成の努力義務）	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等からの求めに応じた内容説明（努力義務）	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	（該当なし）	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（／）で区別しています。

化管法と条例の関係

- 条例に基づく管理指針は法より広い範囲の事業者（化学物質を取り扱う全ての事業者）に適用
- 法の排出量等の届出（PRTR届出）対象と条例の取扱量の届出対象は、特別要件施設のみを有する事業所を除いて同じ
- 管理書、事故時の措置等が適用されるのは条例のみで、事業所単位の従業員数でみる



特定化学物質取扱量届出の注意事項について

県条例様式

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

東三河総局長
県民事務所長 殿
市 長

住 所
届出者 郵便番号
氏 名

(名称及び代表者の氏名)

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

①

事業所の名称			
前回の届出における事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所において常時使用される従業員の数	人		
事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号		
主たる業種			
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。		
※受付欄			
連絡先	所 属		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	ファクシミリ番号		
	メールアドレス		

備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

市条例様式

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

名古屋市長 様

届出者 郵便番号
住 所
名 称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

①

工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数(全社)			
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	うち主たるもの		
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量		別紙番号(1～)のとり	
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)		1 有 2 無	
連絡先	担 当 部 署		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号 等		
※ 整理番号			

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数(全社)」の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日)における人数を記載してください。
2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。
3 ※印の欄は記載しないでください。

備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

①常時使用される従業員の数等
PRTR届出(化管法)と同じ項目は同じ内容を記載してください。
(把握対象年度の4月1日時点の情報を記載してください。)

特定化学物質取扱量届出の注意事項について

県条例様式

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書			年 月 日
東三河総局長 県民事務所長 殿 市 長			
住所 届出者 郵便番号 氏 名		(名称及び代表者の氏名)	
県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
事業所の名称			
前回の届出における事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所において常時使用される従業員の数	人		
② 主たる業種	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号	
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。		
※受付欄			
連絡先	所 属		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	ファクシミリ番号		
	メールアドレス		

- 備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

市条例様式

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書			年 月 日
名古屋市長 様			
届出者 郵便番号 住 所		名 称 代表者氏名	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数(全社)			
② 工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	うち主たるもの		
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量 別紙番号(1 ~)のとおり			
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)		1 有	2 無
連絡先	担 当 部 署		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号 等		
※ 整理番号			

- 注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数(全社)」の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日)における人数を記載してください。
2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。
3 ※印のある欄は記載しないでください。
備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

②業種、産業分類番号(業種コード)
PRTR届出(化管法)と同じ内容を記載してください。
(業種に対応した日本標準産業分類における分類番号を記載してください。)

特定化学物質取扱量届出の注意事項について

別紙

県条例様式

※整理番号

別紙番号

番 号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量 (単位 kg)
③			

備考 1 別紙が2枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。
 2 番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。
 3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、PRTR届出（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。
 4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は2桁とする。
 5 ※印の欄には、記載しないこと。

別紙

市条例様式

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番 号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量 (kg/年)
③	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

整理番号 ※

注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。
 2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下、「PRTR届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。
 3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR届出の際に記載する第1種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。
 4 「年間取扱量」の有効数字は、2桁とします。
 5 ※印のある欄は記載しないでください。

③特定化学物質の管理番号・名称
PRTR届出（化管法）と同じ内容を記載してください。
（化管法において付与された管理番号と名称を記載してください。）

特定化学物質取扱量届出の注意事項について

県条例様式

別紙

※整理番号

別紙番号

番 号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量（単位 kg）

備考 1 別紙が 2 枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。

2 番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。

3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、P R T R 届出（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）第 5 条第 2 項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。

4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は 2 桁とする。

5 ※印の欄には、記載しないこと。

市条例様式

別紙

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番 号	特定化学物質 の 管 理 番 号	特定化学物質の名称	年 間 取 扱 量 (k g / 年)
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

整理番号

※

注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。

2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下、「PRTR届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。

3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR届出の際に記載する第1種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。

4 「年間取扱量」の有効数字は、2桁とします。

5 ※印のある欄は記載しないでください。

④取扱量（年間取扱量）

有効数字 2 桁で記載してください。

(年間取扱量1,000kg以上、特定第一種指定化学物質は年間500kg以上)

有効数字の誤りが例年多くみられます

化学物質関連届出の電子化について

○愛知県

あいち電子申請・届出システム



※豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、Webページ上部の「申請団体選択」からそれぞれの市を選択することで届出できます。詳細は各市にお問い合わせください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplay

○名古屋市

名古屋市電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



電子届出が可能な手続きについて

① 電子情報処理組織使用届出書（化管法）

※ 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内の事業所は、電子での受付はしておらず、書面による提出となります。

② 特定化学物質取扱量の届出（条例）

③ 特定化学物質等（適正）管理書の提出（条例）

本日お話しする内容

- 1 化学物質排出把握管理促進法（化管法） [4～18ページ]
 - （１）化管法の概要、P R T R制度/届出、化管法施行令の改正
 - （２）電子化について
 - （３）届出上の留意点について
- 2 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係） [20～34ページ]
 - （１）条例（化学物質関係）の概要
 - （２）管理書について
 - （３）化管法と条例の関係
 - （４）（条例取扱量）届出上の留意点について
- 3 **化学物質の適正管理**（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について） [37～41ページ]

化学物質の適正管理（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について）

○化学物質管理指針（化管法関連）の改正

「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示」が**令和4年（2022年）11月4日に公布**されました（同日施行）。

第1 1（5）その他の配慮事項

イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

指定化学物質等取扱事業者は、**災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。**

自然災害が発生した場合においても、化学物質等の漏えい事故のないよう、未然防止の対策に万全を期してください。

化学物質の適正管理（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について）

「事故」とは、発生源に起因する化学物質の漏洩・流出または平常時とは異なる環境の変化とする。

（中略）また、自然災害は事故の誘因事象の一つであるが、自然災害に起因する場合は事故が大規模化することや同時多発的に発生することもある。さらに、自然災害による電源喪失や他施設における火災・爆発といった事故に付随して発生することもある。

※地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き（環境省 令和4年3月）

災害に限らない、水質事故全般に関する内容は、本セミナーの「愛知県内における水質事故の概要及び未然防止について」で説明しています。

災害時の化学物質管理に関する内容は、本セミナーの「災害等に備えた化学物質管理とリスクコミュニケーション」で説明しています。

事故の未然防止対策について

①情報の収集

- 取り扱う化学物質の種類、爆発性、毒性等の性状、適用法令等
化学物質安全管理データシート (SDS)
- 排出抑制等に関する技術情報
- 地域の防災情報 ※D.Chem-Core (国立環境研究所)
<https://www.nies.go.jp/dchemcore/>
- 過去の事事故事例

NITE-CHRIIP (NITE)

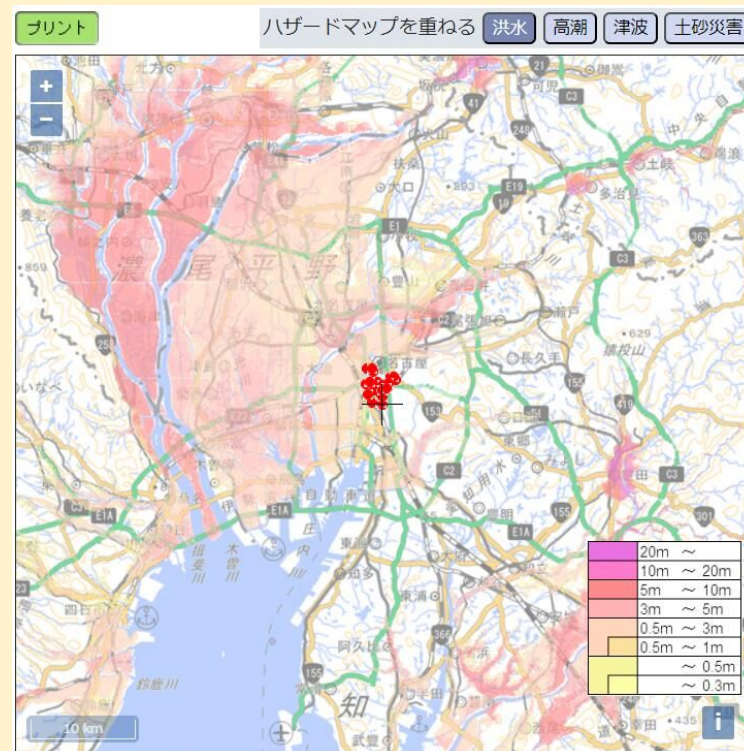
国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供している。



https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

PRTRデータ地図上表示システム (環境省)

PRTR情報とハザードマップを重ねて表示できるよう改修 (2023年3月)



<https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>

※「災害による化学物質の流出等を防止しましょう！」 (2023年3月 愛知県リーフレット)

事故の未然防止対策について

②取扱施設の保守管理

- 施設の点検周期及び補修基準の設定
- 点検リストの作成
- 点検及び補修等についての記録簿の作成
- 点検結果に基づく施設の修理及び改良



③取扱施設の整備及び改良

- 化学物質の特性や取扱量等に応じた、事故による環境影響を軽減等するための整備や改良等の対策（貯蔵タンクの溶接部分、板厚、配管のジョイント部分の点検等による整備改良等、日頃の適正管理が基本となります。）

化学物質アドバイザー制度（環境省）

- 化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々（化学物質アドバイザー）を派遣する事業。中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

※「災害による化学物質の流出等を防止しましょう！」（2023年3月 愛知県リーフレット）

管理書の内容について（愛知県条例の化学物質適正管理指針に基づく）

①管理方針及び管理計画、②化学物質の名称、③取扱施設における管理方法、④管理組織、**⑤事故の予防及び事故発生時の措置**

< 事故予防対策 >

- ・ 取扱化学物質の危険性の周知
- ・ 取扱施設の保守管理
- ・ 取扱施設の整備及び改良
- ・ 連絡体制の整備
- ・ 避難体制の整備
- ・ 応急措置体制の整備
- ・ 事故対応マニュアルの作成
- ・ 訓練の実施

< 事故発生時の措置 >

- ・ 被災状況の確認及び人命の救助
- ・ 事故発生時の応急措置及び通報
- ・ 周辺住民への連絡
- ・ 流出防止等の措置

管理書における事故への対応についてご確認ください。
また、記載内容を変更（修正・追加）された場合は、管理書変更提出書を所管の事務所等にご提出ください。

詳しくは本県Webページ（化学物質とPRTR）をご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/shishin-kaisetsu.html>

名古屋市条例にも同様の化学物質適正管理指針がありますのでご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076779.html>

最後に…

- PRTR届出（化管法）及び取扱量届出（条例）は、
- **新様式かつ改正後の指定化学物質で届出してください。**
- **電子届出の活用を積極的にご検討ください。**
- 自然災害による化学物質等の漏えい事故を未然に防止するために、**平時から対策を講じるようにしてください。**

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る 届出・お問合せ等窓口

次に掲げる市内の事業所については、各市の所管となります。

- **名古屋市 環境局地域環境対策課** 052-972-2677
<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>
- **豊橋市 環境部環境保全課** 0532-51-2388
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/45126.htm>
- **岡崎市 環境部環境保全課** 0564-23-6194
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1154/p024367.html>
- **一宮市 環境部環境保全課** 0586-45-7185
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046029/1010021/1038831.html>
- **豊田市 環境部環境保全課** 0565-34-6628
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/1004214.html>

PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る 届出・お問合せ等窓口

政令市・中核市以外の市町村内の事業所については、愛知県が所管となります。

- ・ 愛知県 環境局環境政策部環境活動推進課 052-954-6212

<https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/>

- | | | |
|-------------|-----------|-------------------|
| ・ 東三河総局 | 環境保全課 | 0532-35-6112 |
| ・ 新城設楽振興事務所 | 環境保全課 | 0536-23-2117 |
| ・ 尾張県民事務所 | 環境保全課 | 052-961-7254/7255 |
| ・ 海部県民事務所 | 環境保全課 | 0567-24-2131 |
| ・ 知多県民事務所 | 環境保全課 | 0569-21-8111 (代表) |
| ・ 西三河県民事務所 | 環境保全課 | 0564-27-2875/2876 |
| ・ 西三河県民事務所 | 豊田加茂環境保全課 | 0565-32-7494 |